

『第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画（中間案）』

にご意見をお寄せください！

相楽地区（木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村）は、平成4年11月に京都府から「ふるさと市町村圏」の選定を受け、構成町村との協議をふまえて、平成8年に「相楽地区ふるさと市町村圏計画」（第1次）を策定、平成13年には「後期基本計画」を策定し、『豊かな風土・人々と知恵の出会い・文化の輝き—開かれゆく都市 そうらく』の実現をめざし、広域的な施策の推進を図ってきました。また、平成20年5月に第1次計画の基本理念を継承した「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定しました。

現在、人口減少・超高齢化社会に対応するため日本各地で地方創生の旗印が掲げられています。本圏域も例外ではなく、5市町村が連携して自律した社会を実現していかなければなりません。今後、圏域が抱える共通した課題の解決や、関西文化学術研究都市の波及効果を圏域全体にもたらすことなど、より効率的な行政体制の構築を図っていくことが求められています。

そこで相楽郡広域事務組合では、「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画」の理念を継承した「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、今後も圏域の枠組みを堅持しながら、圏域が一体となって取り組むべき方向性を示した事業や本組規約に定められた共同処理事業を、構成市町村との連携・協調により推進していくため、圏域住民の皆様のご意見をお聞きし反映してまいりたいと考えています。

そこで、圏域住民の方をはじめ本組合に関わる皆さんからのご意見をいただくため、広く意見募集を行います。ぜひ積極的なご意見をお寄せください。

募集期間 平成29年12月5日（火）から平成29年12月25日（月）まで

募集対象者 相楽地域（木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村）にお住まい、お勤め、通学されている方をはじめ、相楽地域のまちづくりに関係性を有する方

閲覧・配布場所

組合・5市町村ホームページ、組合・5市町村企画担当課窓口

結果の公表 ホームページ

提出方法 ①ファックス ②郵便 ③Eメール

*様式は自由ですが、住所・氏名は必ずご記入ください。できれば電話番号もご記入願います。

問い合わせ先 相楽郡広域事務組合事務局

電話番号：0774-72-0421（直通） ファックス：0774-72-0470

Eメール：kouiki@souraku-kyoto.or.jp